グラントマト　株式会社
定　　款

令和　4年１１月２６日　変　更
令和　5年１１月２５日　変　更
令和　6年　8月２４日　変　更

定　　款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、グラントマト株式会社と称し、英文では、Grantomato Co.,Ltd.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）農業資材の企画、開発、製造、販売及び輸出入
（２）肥料及び飼料の企画、開発、製造、販売及び輸出入
（３）農産物の企画、開発、製造（加工）、集荷、販売及び輸出入
（４）種苗の企画、開発、製造、販売及び輸出入
（５）灯油、重油等の石油製品の販売、保管及び運搬用器具の販売
（６）自動車、自動二輪車、自転車及びその他各種車両の企画、開発、製造、販売、卸売、修理、メンテナンス及び輸出入
（７）機械、農業機械の企画、開発、製造、販売、卸売、修理、メンテナンス及び輸出入
（８）薪ストーブの製造、販売、施工、修理、メンテナンス及び輸出入
（９）食料品の企画、開発、製造(加工）、販売及び輸出入
(10) 酒類の卸売、小売及び輸出入
(11) 洋酒及びインテリア小物の卸売、販売及び輸出入
(12) 日用雑貨品の製造、販売及び輸出入
(13) 衣類の製造、販売及び輸出入
(14) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療器具、健康食品及びこれに関連する商品の販売及び輸出入
(15) 上記に関する中古品の販売事業
(16) 上記に関するインターネットを利用した販売事業
(17) 農業経営の指導及び農作業の請負
(18) 精密農業のコンサルティング
(19) 緑化事業の計画及び施行
(20) 庭の花木の剪定・除草・管理・メンテナンス等に関する事業
(21) フランチャイズシステムによる上記事業に関する店舗の加盟店の募集及び加盟店の指導業務
(22) フランチャイズシステムによる各種事業の経営
(23) 物流業・貨物運送自動車事業・倉庫業
(24) 電気事業及び売電事業
(25) 発電システム（太陽光発電を含む）の企画及び立案並びに販売工事
(26) エネルギー事業、関連機械器具の企画、製造、販売、エネルギー資源や地下資源の開発、採掘、供給、輸送及び販売

(27) エネルギー事業及びそのコンサルティング、運営、保守、点検、管理事業
(28) 廃棄物の再生利用及び収集、運搬、処理に関する事業
(29) 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
(30) ショッピングセンターの経営
(31) ガソリンスタンド、電気ステーション、水素ステーションの経営
(32) ペット用品の企画、開発、製造、販売及び輸出入
(33) 前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を福島県須賀川市に置く。

（機関構成）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。
（１）取締役会
（２）監査役

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、７６８万株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株主の権利制限）
第９条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）会社法第１８９条第２項各号掲げる権利
（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
（３）募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　　株主総会

（招　集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎年１１月末日までにこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年８月３１日とする。

（招集権者および議長）

第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第16条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第18条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

第４章　　取締役及び取締役会

（員数）

第19条　当会社の取締役は、７名以内する。

（選任方法）

第20条　取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

２　取締役会は、その決議によって取締役社長１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第23条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に欠員または事故がある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び監査役に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第26条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名し、１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

（取締役会規程）

第28条　取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるものの他、取締役会の定める取締役会規程による。

（報酬等）

第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以上、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第５章　　監査役

（員数）
第31条　当会社の監査役は、３名以内とする。

（選任方法）
第32条　監査役は、株主総会において選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

（報酬等）
第34条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第35条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第６章　　計　　算

（事業年度）
第36条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月３１日までとする。

（剰余金の配当の基準日）
第37条　当会社の期末配当の基準日は、毎年８月３１日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第38条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年２月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第39条　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

２　未払いの剰余金の配当には利息を付さないものとする。